

八幡平及び周辺地域エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業

令和8年実証事業調査業務 公募説明書

令和8年5月7日

一般社団法人八幡平市観光協会
会長 田村正彦

八幡平市観光協会では、八幡平及び周辺地域エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業令和8年実証事業調査業務を実施する事業者を公募します。
本公募に申請する方は、公募要領をよくご確認いただいたうえで、ご不明な点があればお問合せ下さい。

◇公募期間

令和8年5月7日（木）～令和8年5月20日（水） 12時 [必着]

◇本事業の問合せ先

一般社団法人八幡平市観光協会 「モデル観光地事業」担当

E-mail: kanko@hachimantai.or.jp

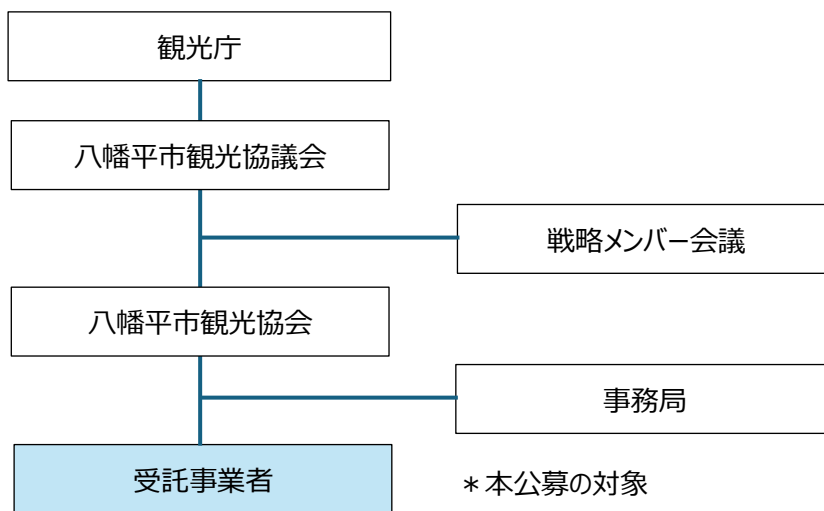
電話：0195-78-3500（9:00～17:00／土日祝を除く）

【業務概要】

1. 業務目的

本業務は、令和5年3月に14のモデル地域のひとつとして認定された八幡平及び周辺地域エリアにおけるモデル観光地事業令和7年度調査に基づくモデルプラン及びテストマーケティングの結果をもとに、地域の主力の磨き上げと拠点を想定した周遊ルートづくりを行なう。事業等を実施し、地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりについて総合的な支援を行うものである。

2. 事業スキーム



3. 業務内容

本業務は、八幡平エリア及び周辺地域におけるモデル観光地事業におけるブランディングの確立に向けたテストマーケティングの実施・販路の形成に関する販売準備を行うものであり、以下の業務を想定する。

具体的な内容については、令和7年度事業費に基づく施策内容の確定後、観光庁と協議する。

<具体的な業務内容>

(1) 令和7年に精査したモデルプランの主力の磨き上げと拠点を想定したルートづくりに係る調査

ア. スノー市場とウェルネス&ネイチャー市場に向けたコンテンツの磨き上げと周遊ルートづくり及び販売戦略の策定

「スノー」は八幡平エリア及び周辺地域の確立されたコンテンツであり、観光事業者がすでに一定の誘客成果を得ている。グリーンシーズンは「東北」の認知度が低く、地域全体が知られることが肝要である。その際、ウェルネス&ネイチャー市場向けの地域文化及び

生活に係るコンテンツは、スノー市場での長期滞在に資するプログラムとして有益である。国内ナショナル DMC を通じたテストマーケティングの成果を通じて、ウリの複合化と磨き上げとともに販売戦略を策定し、八幡平エリア及び周辺地域に点在するウリを効率よく体験するための周遊ルートづくりを行う。

イ. 地域還元方策の検討

コンテンツの磨き上げと周遊ルートづくりを通じて、商品づくりの視点から規模感（人数、参加額など）、地域への還元方法を明らかにする。

(2) 韓国メディアツアーの招請

八幡平市観光協議会では、令和7年度に韓国市場におけるグリーンシーズン向けコンテンツに係るセールスマーケティング活動を実施した。その際、韓国メディア系旅行代理店より、東北全体の認知度向上と八幡平エリア及び周辺地域のコンテンツ告知を目的としたメディアツアーの提案を受けた。前項で検討する周遊ルートを対象にメディアツアーを企画・運営し、記事等での情報発信につなげるために韓国メディア関係者を招請する。

<見積上限額>

3,150,000 円（税込）

4. 報告書の作成

当該施策の実施に伴う報告書を作成する。モデルルート調査報告書は、Microsoft PowerPoint 形式とする。

5. 事業期間

業務締結日～令和9年1月31日

* 本事業の終了日は、実施計画に係る観光庁との協議に基づき変更される場合がある。

【応募条件】

1. 応募資格

次の条件を満たす民間事業者等とする。

- ① 本業務を的確に遂行する組織、能力（地域形成に係る業務実績）等を有していること。
- ② 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- ④ 当該地域における自治体から指名停止を受けていない者であること。

- ⑤ 当該地域における自治体の定める暴力団排除条例等に規定する者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 破産法に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- ⑧ 公募開始の直近決算において 2 期連続債務超過の状態でないこと。
- ⑨ 会社法で定める法人であること。
- ⑩ 業務の遂行に必要な資格を保有していること。例）旅行業登録等

2. 採択予定件数 1 件

【手続き】

1. 公募期間

令和 8 年 5 月 7 日（木）～令和 8 年 5 月 20 日（水） 12 時 [必着]

2. 応募書類

- ・申請書（別添様式）：1 部
- ・提案書（様式自由）：1 部

* 応募書類に記載された情報については、業務遂行のためにのみ利用する。採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。なお、応募書類は返却不可。

* 提案書には、次の事項を記載すること。

- ① 本業務への取組方針
- ② 本業務に係る調査内容（案）
- ③ 本業務の実施体制（業務実績、責任者及び担当者の略歴を含む）
- ④ 本業務にかかる見積書

一式計上ではなく人件費、旅費、会議費、謝金等、積算根拠を明確に記載する事。

3. 応募書類の提出先

応募書類は、郵送または電子メールにて提出すること。

- * 社名・個人名が記載されている応募書類、社名・個人名を除いた応募書類の 2 種類を提出すること。
- * 持参及び F A X による提出は不可。
- * 締め切りを過ぎでの提出は不可。
- * 資料に不備がある場合は審査対象外。

<郵送先>

〒028-7303 岩手県八幡平市柏台一丁目 28 番地

一般社団法人八幡平市観光協会 「モデル観光地事業」担当あて

<電子メール宛先>

[「kanko@hachimantai.or.jp」](mailto:kanko@hachimantai.or.jp)

* 件名は、「モデル観光地事業事務局応募」とする。

* データ容量が 10MB を超える場合は、上記メールアドレス宛に事前に連絡する事。

【審査・採択】

1. 審査方法

一次審査 書面審査

二次審査（※必要に応じ実施） プレゼンテーション審査

審査は、応募書類に加えて、審査委員会において評価を行うため、必要に応じて申請者には審査委員会においてプレゼンテーションを求める。審査委員会の開催については、申請書に記載の連絡担当窓口宛に連絡する。

※審査会はオンラインでの開催を予定。

また、必要に応じて追加書類の提出を求める。

2. 審査基準

次の項目を審査基準とし、各 5 点、25 点満点で採点する。

- ① 業務の目的・内容について十分に理解しているか。
- ② 地域について十分に理解しているか。
- ③ 提案内容に独創性がみられ、かつ説得力を有しているか。
- ④ 提案内容に見合った金額であるか。
- ⑤ 作業工程や内外での体制等が事業を確実に遂行できるものとなっているか。

3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、八幡平市観光協会のウェブサイトで公表するとともに、当該申請者に対してその旨を通知する。

【契約行為】

当該業務は、実証事業実施者に準じる団体である株式会社八幡平 DMC との契約とする。

【その他】

1. 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
2. 関連情報の照会窓口は、八幡平市観光協会「モデル観光地事業」担当とする。
3. 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
4. 提案書は、当該提案者に無断で 2 次的な使用は行わない。
5. 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならないものとする。

6. 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。
7. 委託内容は観光庁「モデル観光地事業」に係る事業手引きに基づき変更される事がある。

以上